

**報告集**

# **第3回シンポジウム 中小企業を元気に！**

**～地域の活性化で企業も労働者も元気に～**

日 時：2016年11月6日（日） 13時00分～17時30分

全労連、全商連、東京地評、東京土建  
全労連・全国一般、JMITU、東商連

# も く じ

## 【主催者あいさつ】

森田 稔（東京地評議長） .....	1
--------------------	---

## 【特別報告】

保坂 展人（世田谷区長） .....	2
--------------------	---

## 【シンポジウム】

### ・冒頭発言

コーディネーター 吉田 敬一（駒澤大学教授） .....	8
------------------------------	---

### ・シンポジスト発言

門田 勇人（広島県労働組合総連合事務局長） .....	12
-----------------------------	----

石塚 隆幸（北海道商工団体連合会長、全国商工団体連合会副会長） .....	17
---------------------------------------	----

杉村 征郎（中小企業家同友会全国協議会 中小企業憲章・条例推進本部副本部長） .....	21
--	----

福島 功（日本自治体労働組合総連合副委員長） .....	26
------------------------------	----

### ・まとめ

コーディネーター 吉田 敬一（駒澤大学教授） .....	31
------------------------------	----

## 【閉会あいさつ】

武藤 幸子（東京商工団体連合会副会長） .....	33
---------------------------	----

主催者あいさつ

## 日本経済を支える中小企業を発展させよう

東京地評議長 森田 稔



皆さん、こんにちは。このシンポジウムも第3回を迎えることができました。第1回目が2015年の7月12日。普通こういう集会は1年に1度ぐらいしかやらないと思いますが、7カ月ぐらい経った2月28日に、もう第2回やっています。そして、また9カ月ぐらいで第3回。このような短いテンポでの開催は、この企画が皆さんの要求に非常にぴったり合っていて、ぜひやってほしいということなのだろうと思います。

中身についても、第1回は京都大学大学院の岡田先生がお話をされて、4人のパネラーということから始まって、だんだん発展して、今回は世田谷区長にもおいでいただけることになりました。自治体の役割、産業政策、地域経済などなどについてお話いただけると伺っています。世田谷といえば公契約の話も出てくるのかなと考えてます。

世田谷の公契約の問題は、2006年にはすでに準備会ができて粘り強いたたかいが行われ、条例ができあがったのが2014年の9月ですから、8年かかっているわけです。その途中は、今日お見えになってます、世田谷区職労出身の中村さんなどがよくご存じですけれども、大変なたたかいがあったらと思います。とりわけ報酬の下限限度額の問題を明記するかどうかということについて、それぞれの立場で考え方の違いもあって、かなりの論戦などがあったと聞いたこともあります。できあがった条例についても、たとえば罰則規定の問題などについて課題があるのかなというふうに思いますけれども、結果、そうした業者は入札に参加しにくい。そ

ういうことも盛り込まれており、苦労の末にいろいろな考えの方々が、成果をきちっと作ったという意味で、たいへん有意義な条例だと思っています。

今回のパネルディスカッションでは、吉田先生にコーディネーターをしていただきます。以前、吉田先生の話聞いたときには地域循環型の経済をテーマに「アベノミクスを切る」ということで、ヨーロッパとの比較などに言及をした上で、たしか経済をグローバル、ナショナル、それからローカルの3つの類型に分けていらっしゃいました。この1つずつの中身は申し上げませんが、たしか岩手県住田町での材木を中心とした取り組みについてお話をされていた記憶があります。一番びっくりしたのは、終わった後にたくさんの参加者が吉田先生のもとに行かれて名刺を渡したんですね。多分、非常に良い話でわかりやすかったので、ぜひとも自分のところでも講師にお招きしたいという、いわゆるオファーがたくさんあったのかなと思っています。

吉田先生のお話を伺ったときに、資料に1999年は484万社あった中小企業が、2014年には380万社に減っているとあったような記憶があります。中小企業は日本経済の6割、7割を支えているわけですから、ここが発展するように、この東京での小さな取り組みかもしれないけど、お役に立てるような集会にできたらなということをお願いして、開会にあたってのごあいさつとします。どうぞよろしく願いいたします。

## 特別報告

# 世田谷区の産業政策と地域づくり、自治体の役割

世田谷区長 保坂 展人



### 子どもと認知症の方が それぞれ毎年 1000 人増加

皆さん、こんにちは。世田谷区の区長をしております、保坂展人です。今日は大変ご注目の第3回の「中小企業を元気に！」と、「地域の活性化で企業も労働者も元気に」というテーマでお話をさせていただくことになります。

まずは、世田谷区ですけれども、東京 23 区のなかで一番人口が多い、89 万 3,000 人となっています。面積も一番広がったのですが、大田区がどんどん海に拡張しているのです、現在は面積では大田区ということになっております。そして、人口は増えています。どんな増え方をしているかということ、特徴的なのは子どもが増えているということがございます。昨年生まれた赤ちゃんが 8,093 人。10 年前は 6,000 人でしたので、子どもが 3 割近く増えたということです。その背景には、子育てをどこでしようかとお考えの若いご夫婦が、世田谷区を選んで転居されるケースも多いということもいえると思います。合計特殊出生率は 10 年前には 0.77 まで下がりましたが、現在ようやく 1.1 を少し上回っています。東京都平均までもいっていないんですが、こういったなかで、保育であるとか、子育て支援の基盤づくりが、本当に急がれております。この点は後ほど触れますけれども、総力を挙げてやっているところであります。

また、当然ながら高齢化傾向というのはどの地域にもございまして、17 万 7,000 人が 65 歳以上になります。そのなかで、要介護認定を受けた方が 3 万 7,000 人いらっしゃいます。

先ほどの子ども等の話ですけれども、この 8 年ぐらいに子どもが毎年 1,000 人ずつ、どんどんどんどん増えるという大変な状況で、保育園づくりとかに追われています。

もう 1 つの 1,000 人というのがありまして、それは実は認知症の方が 1,000 人ずつ毎年増えているという現実であります。介護認定で認知症の疑いありといわれた方が 2 万 1,000 人を超えて、これだけ増えているわけです。2 万人といますとなかなかすごい人数であります。この 2 万人の約半数は比較的軽度の方、しかしながらサポートが必要という方です。もう半分は相当サポートしなければならないということでもあります。特別養護老人ホームをはじめ、さまざまな施設を準備、あるいはオープンしていますけれども、人数が大変多いので、地域で受け止めるということの態勢づくりも急いでいるところであります。

### 災害対策、そして平時から 建設産業をしっかり位置づける

世田谷区は、皆さんもイメージをもたれてると思うんですが、基本は住宅都市ということで長年歴史を重ねてきたわけです。こういったなかで現在、さまざまな地域で仕事をされる方、今日お集まりの建設、土木、電気工事、さまざまな関係の方も含めて、世田谷の産業について産業ビジョンというビジョンの下に産業振興計画というのを作っております。間もなくこれが期限切れになり、来年、再来年改定ということで、現在、産業ビジョン懇話会というのをつくって議論をいただいております。世田谷の産業政

策というのは、たとえば現在も農地が90ヘクタールぐらいの農地があります。だから、都市農業課があります。また、首都圏の郊外とは違って、世田谷の場合には広い土地がないということで、イオンなどの大型量販店がほとんどありません。あっても少し小さめのスーパーぐらいで、商店街が比較的残っていますので、商店街振興は商業課ですね。そして準工業地域があります。桜新町は昔、集団就職の若者がたくさん来るところだったということなのですが、そういう工業・雇用促進課という、この3つの課でやっております。

これらは、50年前の基本的な産業であったにもかかわらず、建設関係がここに含まれていないではないかという声が多々出てまいります。というのは私が区長に就任したのは5年半前で、東日本大震災のまだ余震も時々続いている、原発事故はまさに現在進行形である、こういった時点でありました。したがって、まず、いの一歩に災害対策をしっかりとやっていこう。そのためにはハードを作るということの前に、区内のそれぞれの事業者あるいは労働組合も含めて、協定を結んでいこうということが最優先事項だったんです。

そういったなかで、世田谷区では建防協（建設団体防災協議会）とあって、建設産業の関係の団体の協議会で、事業者側と労働者側、組合側がともに委員を構成していただいて、区と協議をして相談をするという体制になっております。これはありがたいことだと話し合いを進め、さまざま協定を作り直したり、道路が倒壊物でふさがっているときの道路計画はどうだろう、というようなことについて細かく協定を見直して、締結を再度していきました。

こういったなかで地域にくらす、そして地域で働く建設産業を、災害のときにお願いしますということだけではなくて、平時、普段のときにしっかりと位置づけてほしい、こういった声が皆さま方から上がり、世田谷区の10年を決定するプラン、世田谷区基本計画というのがある

んですが、このなかに建設産業を入れました。区の文書としては初めて入ったことでありますが、これを突破口にして建設産業の皆さんとの懇談会、意見交換会なども開いているところがあります。

### 本格的な運用がはじまった公契約条例

この懇談会などの大きな契機になったのは、先ほどのお話にあったように、世田谷区公契約条例ができあがったということでもあります。私が区長になったのが平成23年の4月です。実は公契約条例について議論する場をつくれ、という趣旨採択が区議会でなされたのがその1カ月前、つまり前区長時代の最後の議会でした。たまたま私がスタートしたわけなんですけれども、とりあえず公契約条例について検討することだけは、ある種、バトンを引き継いだということになります。

そして、かなり時間をかけてこの検討会を続けました。検討会の最終答申を受けたのが平成25年だったかと思えますけれども、それから区の方案というのを議会も含めて出しました。出した結果、たくさんのご意見をいただきました。

1つは、これでは公契約条例としての機能を発揮できないんじゃないかという批判であります。もう1つは入札制度の改革について踏み込みが足りないということでした。通常、行政というのは1回出したことは、自分で気がついていても、いや、瑕疵はありません、すべて考えておりますということなんです。私の場合は、こんなに意見が出るんなら1回フラットにして考え直そうといったんこれを白紙にし、また議論を区のなかで進めて、2回目を出し直しました。

そのなかには労働報酬下限額も、「公契約適正化委員会」という委員会をつくって見ていくということや、労働条件に関わるチェックシートもくっつけようとか、そういったことが含まれていました。入札制度改革についても、これ



を車の両輪としてやっていくという中身で提案をしたところ、幸い、平成26年9月に全会一致でこの世田谷区公契約条例が可決成立をしました。それから、本格的な公契約条例の運用がされたのが、条例上は平成27年4月ですけれども、実際上は今年の7月、まだ1年経っていません。

この公契約条例のなかに位置づけられている「公契約適正化委員会」から答申をいただいています。現在、労働報酬下限額を、900円台半ばで設定していますが、答申のなかには、これを世田谷区の高卒職員の時給を基準に考え直すべきだ、つまり引き上げるべきであるとか、あるいはチェックシートについて、もう少し実態が把握できるように直すべきだ、また、入札制度改革についても具体的により進めていくべきだ、などのご意見があります。このところ、「公契約適正化委員会」の委員の皆さんと答申を出していただいた後も、何度か話し合いをもって、来年度予算にこれを反映するべく準備をしているところでもあります。

世田谷区では、年々賃金が下降し、そしてまた行政においては、民間の工事が非常に減っていった時代のなかで、公共工事に関しても、過当な値引き合戦といったことが工事の質の悪化と、さらなる低賃金化を生んでしまい、建設産業の後継者がまったくいなくなるというような危機感から、こういう公契約条例自体は提案をされてきたものというふうに理解しています。

世田谷区の場合は3,000万円以上の建設工事、そして、2,000万円以上の委託事業について、これを当てはめていますので、労働報酬下限額が及ぼす影響は、委託している事業者の委託内容の、その賃金ということになりますので、かなり幅広くなるわけです。もちろん区自らもたくさんの人を直接に、非常勤の職員の方であるとか、アルバイトの方であるとか、当然ここでうたったことは、率先垂範して守らなければいけないということになっています。こういったことで公契約条例をめぐるでも少しずつ実現をし

ながら、また、改善をめざしながら議論の場を作っております。

### 住民の手による地域づくり

そして、今日は地域づくりという点についても触れたいんですけれども、世田谷区は人口89万人で、5つの総合支所があります。世田谷区内の区役所というふうについていただければイメージが付きやすいかと思えますけれども、世田谷区のなかに5つの区役所が、いわば総合支所という名前であります。その下に27のまちづくりセンター、昔でいう出張所があります。私は、この地域の一番小さな27カ所の行政拠点の施設こそが要である、と考えてきました。

たとえば、先ほど建防協、防災の話をしましたけれども、地域で行政の救援がなく住民の皆さんが72時間、何とか、地震にしても、火災にしても、その他の災害にでも生き延びる。大雪もそうかもしれないですね。そういういわば準備が必要だということで、3年前からこのまちづくりセンターで「防災塾」というのを区民参加でやっています。だいたい30人から多いところでは80人が集まって、そこに災害に関わるNPOだとか、研究者がシミュレーションするわけです。この地区ではこの辺が燃えますとか、この辺の地盤が弱いですよ、この辺りに一時避難所があって、こういう避難所がここにあるけど、さあ、どうでしょうか、というようなやりとりをするなかで、住民が自ら「地区防災計画」を組み立てる。これは新しい災害対策基本法に作れるという記述があるんですね。でも、ほとんどの自治体でこれは作ってないんです。世田谷区では27通りの住民の手による、行政職員が手伝って代わりに書くということはない、そういう「地区防災計画」を作ろうと、今年度、仕上げにかかっています。

## 地域ごとに窓口を集積し 情報や行政サービスをより身近に

もう1つです。警察署長さんなどと時折話すと、いま、非常に多発している110番というのは、やはり認知症の方の保護なんだそうです。どこにどう帰ったらいいのか、どこからどう来たのか分からないという高齢者を前に、何とか戻していくというようなことをされているということですが、毎年1,000人増えている認知症高齢者、認知症だけでなく、それ以外にもさまざまな問題もあります。

75歳以上になるといろいろな形で故障が出やすいということで、介護保険を使うときに、皆さんのほとんどの地域では地域包括支援センターという名前のところに行って相談することになると思います。そこで事業者を紹介されたり、こういう制度がありますよと説明を受けることになりますが、世田谷区は地域包括支援センターがちょうど27カ所ありました。世田谷区におきましては、「あんしんすこやかセンター」、略称「あんすこ」といいますが、この地域包括支援センターと、先ほどの27カ所の出張所、まちづくりセンターはおなじエリアを準備範囲にしていますが、別々の場所にありました。それを3年かけて同じ施設内に入るということにしました。もう1つ、社会福祉協議会もそこに入ってもらうことにしています。

それで何ができるかという、いわば情報の共有です。いままではまちづくりセンターで福祉の話をして、そこに詳しい職員はいないので総合支所に行ってくださいとなっていたのが、隣にあんしんすこやかセンターがありますから、介護のことならそこでどうぞということができるよう。

必ずしも高齢者の相談は介護のことだけではありません。引っ越してこられる方もいます。あるいは息子さんで親を呼び寄せ、まだ非常に元気で、いろいろ意欲あるけれども、知り合い

が誰もいないところに来て、どうしたらいいだろうかということも起きます。社会福祉協議会では、将棋でも囲碁でも、あるいはダンスや体操、また、文学だとか、短歌を詠むとか、いろんなサークルが実はあります。世田谷では「男の料理」というサークルが非常に盛んです。男性だけが集まって料理を作って、おばあちゃんたちに食べさせるという、なかなかすごい活動なんです。それを社会福祉協議会のほうで知ってるわけですね。それをつないでいくということをやっています。

現在のところ、窓口で区民の相談を受けて、受けた相談に対していろいろな行政サービスを教えて、使っていただくとか、サークルを紹介するというふうになっていますけれども、今後はそこに住民のネットワークがあって、そこでお互いの見守りであるとか、サポートができるようにしていきたいと考えています。

## 住民が管理するスペースが増えるほど 自治活動が活発になる

もう1つは、まちづくりです。世田谷区のような住宅密集地がありますと、場所がないという問題が非常に切実です。まちづくりをしたくても場所がない。この場所がないということについて考えてみると、世田谷区だけで小さな倉庫から大きな学校まで入れて700もの建物を管理しています。ところが、たとえば児童館は6時以降は閉館します。あるいは敬老会館みたいな高齢者施設はお盆のときはお休みとか、土日はやってないとか、いろいろあるわけです。そういった土日とか、6時以降とか、使っていないスペースを住民の皆さんが管理をして使う仕組みを作ろうじゃないかと、いま取り組んでいるところなんです。

私の経験ではそういう場所が増えれば増えるほど自治活動は活発になり、そういう意味で快適度というか、知り合いも多くなります。実は世田谷区内の高齢者のなかで、1人でくらし

いる方が5万人います。5万人のなかで心配なのは男性ですね。男性一人ぐらし。全国の大規模アンケートで、65歳以上の一人ぐらしの男性で2週間一言も口をきいていない人の割合が出ています。近所の子どもに「おはよう」とか、電話がかかってきて「もしもし」も「一言」に入ります。間違い電話でも会話になります。これが1回もない人が何と16.7%います。65歳以上一人ぐらし男性の6人に1人は話をしてない。話をしてないというのは大変リスクのあることです。もちろんお総菜とか弁当は買えるかもしれない。図書館に行って新聞は読めるかもしれない。しかし、「最近顔色が悪いね」ってことは言ってもらえない。また、精神的な広がり非常に縮んでしまうということがあります。ですから、そういう一人ぐらし男性が、できれば児童館に行って週に1回一緒にご飯を食べるというようなコミュニティー活動も大事だということを進めております。

### 人間中心のまちへ 合言葉は「参加と協働」

もう1つ、世田谷区のなかでたとえば下北沢というところは大変にぎやかで、外国人も多いんですけど、逆に小さな店舗が密集していて消防車が入れないというようなことから、道路計画がされて、小田急線が地下に潜って、再開発の問題が浮上しました。一方、二子玉川というところではかなり長い時間をかけて再開発が進行していて、現在大きなビルがたくさん建って、ショッピングセンター等がありにぎわっています。

こういった開発に住民の声が届かない、いわば大きな計画だけがどんどん進んでいくということに対して、強い批判がありました。世田谷区の基本計画は「子どもが輝く参加と協働のまち」としていますし、いま、世田谷区の合言葉は「参加と協働」です。協働はともに働くを書いて協働です。区民の皆さんと一緒に知恵を出して、そこには民間の事業者の方も入って、立

場を越えて力をあわせて良くしていこうと考えています。

いま、下北沢周辺では大小12~13個のワークショップが開かれています。この公園はどういう形にしようか、この防災倉庫はどんなふうにしようか、あるいは自転車置き場の上に屋根を掛けて、そこを緑化して、人々が行きかうようなくつろぎの空間にするために、どんなデザインがいいのか、などの話をそれぞれのスポットでしています。

最近、それが広まって、下北沢を中心にまちを再活性化するためにどうしたらいいかということ、商業者の方も、そして区民の方も、簡単に言えば、5年、10年ほど前には再開発推進だ、いやいや反対だ、と激しく対立をしていたそれぞれの立場の人がいまテーブルを1つにして、どんなまちにしていこうかという話し合いのようなものがスタートしております。

二子玉川においては、ハードのほうはできてしまっているけれども、ここに欠落しているもの、やはり人間中心のまちということで、文化的な発信が非常に少ない。あるいは今日みたいな風が強い日だと、ビル風で人が倒れてしまうということに対する安全策がない。これも何度もワークショップ等を繰り返しながら、多摩川の河川敷も全部使いながら、この魅力をアップさせていく道と一緒に考えようという動きが始まっております。

### この国が地に足のついたところに戻すのも自治体の役割

最後に、一昨日 TPP 協定の国会承認が、強行採決なのか、採決の強行なのか、新聞によって見出しが違いますが。そもそも、強行採決だけは議運委員長がやりますからとちょっと軽口をたたいて、うんと軽口をたたいたのが山本有二農水大臣。私はよく知ってる方なんです、いい方です、実はね。ついサービスしたくなるんでしょうね。もち上げた。そこを誤ったわけ



ですね。全国の農家がかたずをのんで見守っている TPP の話を、農水大臣として強行採決ありきみたいな形で言うのは何だと。謝ったら、今度は別のパーティーで、「いやいや、冗談を言ったら首をとられそうになりました。ですから、冗談を含めてこれからは言わないようにします」と発言。冗談じゃないって話になって、謝罪をしているその委員会室で、強行採決でした。強行採決を口にしながら、冗談というのもやめますという謝罪をしている場で採決をされたんです。

これは一般的に第 1 次産業の問題が大きいと思われていますけれども、実は世田谷区で進めているような、たとえば地元の建設業者で関与をしてくれる、万が一の災害のときには駆けつけてくれるという協定を結んでいるところには、いわば入札判定などの条件のところでポイントを多く出そうということにしています。他の遠くからの業者の方はそういう義務を負ってないわけですから、合理的ですよ。そういうことがだいぶ進んでまいりましたが、根底から覆る危険性があると思っています。

韓国では米韓 FTA、二国間の貿易自由化協定が行われています。私がびっくりしたのは、第 1 次産業は大変な打撃を受けたんですね。そ

れだけではなくて、韓国の都市には地産地消の給食を子どもたちのため、地域のために進めようという条例があったそうです。これを競争させない障壁だといって、ISD 条項というところで訴えられると莫大な補償金を払わなければいけない危険があるということで、この条例を全部撤廃したということも聞いています。

TPP はアメリカが批准しない、トランプさんが大統領になってほしくはないですが、ヒラリー・クリントンがなっても TPP の批准はしないと聞いてますが、ここへ来て、いやいや、オバマ大統領の任期中にやっちゃうという話も出てきました。これは二重、三重に民主的な話ではないですね。アメリカ国民が大統領を選ぼうという、もう任期を終えて辞めるのを待つ大統領がそんなことができるのか、ということに対して、今回の強行採決が日本政府としての大きなサービスだったというふうに聞いています。そういう意味で自治体として頑張るということと同時に、この国の政治の姿、形、向かっているところを、ちゃんと地に足が着いたところに戻していく、そういう役割も自治体としては負っていると思います。

以上、お話をこの辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。

## シンポジウム 冒頭発言 住み続けられる人をどう確保していくか

コーディネーター  
駒澤大学教授 吉田 敬一



### 地域づくりというのは住民自治

今回でこの集会は3回目ということですが、先ほど保坂区長からお話があったなかで、公契約条例と地域づくりという話がありました。

珍しいなと思ったのは最近、自治体の首長さんが忘れている住民自治、地方自治とはいったい何かというお話でした。憲法にも書いてますけれども地方自治の本旨というのは、最初に住民自治があって、その自治能力があるということです。ここで住み続けたいと思う人々の要求、これは市民であれ業者であれ経営者であれ、さまざまな人がいるわけです。地域が持続性をもっていくためには、そこで住んでいる多様な階層、職業、年齢の人が住み続けたいという意思を持たないといけません。その意思をもって人が集まった段階で議論して、こういう地域づくりをしたいという合意が形成されてくる、それが住民自治です。

その住民自治で生まれた、こういう地域をつくりたいということを実現していく、それが団体自治、地方自治です。本来、地方自治、自治体というのは、そこで住み続けられる住民というのを育成していく必要性があります。それがいま、保坂さんが必死になってやっておられるわけです。

いま進んでいる政府の、いわゆる「地方創生」の一番大きな間違いは、地域という言葉は使わずに、地方といっています。地方というのは中央がある地方です。創生というのは、全部ぶち壊して一から作り上げるということです。再生

というのは、いままであった根っこの部分について、ある部分は時代の流れとともに社会的・経済的条件や環境が変われば変わっていくわけですから、時代にそぐわなくなった部分は消え去っていくけれども、一定の人間が定住していけば地域生活文化を支える社会的・経済的基盤の根っこはつながっているというものです。

ドイツやイタリアなどの小規模都市や農村を見ればわかるように、住み続けられる人をどう確保していくのかがポイントです。人が住むためには、働いて食べていけないといけませんから、雇用の場、あるいは、そこで生活していくために必要な衣食住が地域を離れずに提供し続けられる経営主体というのが必要になってきます。地域づくりというのは住民自治というのをきっちり基本においておけば、その人間が人間として生活していくための雇用の場とか財、サービスの供給は、その地域を離れない主体が責任をもっていくということで、持続可能な地域社会が進んでいきます。

いま、東京で進んでいるまちづくりというのは、人が住み続けられるまちづくりというよりも金もうけがしやすいまちづくりですから、企業中心になるわけです。その企業も地域に根づくというよりも、もっともうかるころがあればしょっちゅう動きます。そうすると地域という空間が経済の論理、それも効率的な金もうけを中心にした地域ができあがっていきます。これでは、基本的に持続可能な国づくりの展望というものがなくなってしまいます。

そういう点では、この「中小企業を元気にシンポジウム」は、地域の活性化や地域って何だろうということを真剣に考えていくきっかけで

す。2回やってるわけですから、3回目は、これからどうやっていけば主体形成がうまくいくのか、という実践的な事例を学んでいくという段階に入ってきたのではないかと思います。

特に、いま進んでいる TPP は、一般的には農業の問題だといわれます。中小企業でアンケートをしても、わからない、あまり関係ないという答えが一番多いわけです。けれども、あれはボディーブローのように後で効いてきます。要するに経済活動の基本的なところ、国家主権を剥奪するという方向に進んでいくので、蓋を開けてみると地域社会が住み続けられる空間でなくなってしまうとなると、地域に根差した中小企業とか零細企業は、営業活動の基盤がなくなってしまうわけですから、真剣に考えないといけない、一緒に考えようというメッセージが保坂さんのほうからあったというふうに思います。第3回目のシンポの最初の問題提起としては、非常にふさわしい発言内容であったのではないかと思います。

### 大企業の好決算は

#### グローバル化時代の蜃気楼現象

そういう点を踏まえて今回のシンポジウムのまず最初に、アベノミクスの再度確認です。1回目のシンポでもかなり論点になったと思いますけれども、アベノミクスは、地域経済と中小企業に展望をもたらしません。なぜかという、安倍さんは一生懸命好循環が始まっていると言ってます。経済はデフレを脱却しつつあると。デフレを脱却したとは言いません、しつつある、と言います。日銀の黒田さんも異次元金融緩和をしたとき、最初の約束は「2、2、2」なんです。2年間で資金供給量を2倍にして、2%のインフレを達成するというものです。みんな忘れていますが、2年間です。恐らくもう4年ぐらい経っています。来年はいけるだろうと延ばし、もう5回目です。いままでの日銀総裁なら2回失敗したら首が飛んでいますが飛んでない。マ

スコミのほうも、そんなに批判しません。

これは無理なんです。何で無理かというのは、世界の経済史のなかで今回の景気興隆面は、説明のつかない異常な状態です。2013年7月に第2次安倍政権できたときから、大企業の利益が円安で膨らんできました。記録破りの利益が出ているなら、生産が増えて輸出が増えているはずですが、ところが日本の経済、アベノミクスの好循環を引っ張ってきた自動車産業を見てみると、国内生産は2012年、2014年、2015年は減っています。円安だから輸出でもうかるかと思っていたはずなのに、輸出台数を見ても民主党政権のときより減っています。アベノミクスでは輸出が減ってるのに黒字が出てる、これはおかしいわけです。

### 異次元の金融緩和は

#### 効果が出ない無益な政策

問題は何かというと、20世紀までは円安になったら輸出が増えるわけです。輸出も増えたら国内生産が増えるはずでした。21世紀になったら、その論理が貫徹しなくなります。何でかという、20世紀のときには、日本の自動車メーカーは基本的に国内に生産拠点を持っていたわけです。だから、輸出して金もうけするしかなかったわけですが、現在、トヨタは国内生産300万台、世界生産1,000万台です。アメリカで売る車はアメリカで造って、アジアで売る車はタイとか中国で造っているわけです。円安になったから海外の工場をぶっ壊して日本に戻してくることは、基本的にできません。ということは、少々の円安になったとしても、輸出は増えません。だから TPP なんかを結ぶとアジアへの輸出が増えると言われてはいますが、アジアの自動車の輸出はもうほとんど売れていません。2000年、2010年、2015年と、圧倒的に増えているのは、アジアでも現地生産台数です。

国内で造って輸出していく、これを僕の言葉

で「ナショナル循環」といいます。国民経済のなかで、工場をいっぱい造る、トヨタの場合には愛知だけでなく九州とか東北にも造るという形で進んでいったのは20世紀ですけれども、要するに大企業は資本の論理としては、いまは国内では造らない、設備投資しません。するならば、アメリカとかアジアです。この論理はTPPが結ばれたから関税がちょっと安くなるといえます。関税がちょっと安くなるというんだったら、民主党政権のときに1ドルは80円、安倍政権になったとき1ドル120円までいきました。民主党の時より4割安く輸出できるわけです。アメリカに輸出するなら自動車の場合、関税は2.5%です。これなら全然コスト上問題にならないので輸出は増えません。じゃあ、何で大企業は一生懸命やろうとしているのかというと、TPPでアジアを枠に入れて、次に、いまは入っていませんけれどもタイとか韓国とか中国がTPPに入ってくると、トヨタが日本中でやっている愛知に拠点があって、東北とか九州とか新潟に工場がある。そこで部品のやりとりをするのに関税はかかりません。労働条件も一緒です。それをアジアワイドに広げていこうというのが、大企業の基本的な狙いです。

要するにTPPが進めば輸出が増えると言ってるけれども、あれは完全に夢物語です。むしろ、逆輸入も入ってきます。日産のマーチは日本で売っているけど、全量タイで造って、タイから逆輸入をしています。そういうことが増え、いろいろな問題が起こってくるのです。すなわち、大企業はもはやナショナル循環をやめて「グローバル循環」、世界を1つの国と考えて、そこでの地域間分業をやろうとしています。これをやられると日本の国は崩壊します。

そこで、地域をどうするか。イタリアは地域が強いんです。イタリアはガタガタだというけれども二国間貿易で見ると、2014年はイタリアから日本への輸出は53億ユーロ。それに対して日本からの輸入は27億ユーロと、完全なイタリアが対日で黒字になっているわけです。イ

タリアから何を買っているかをみると、繊維・雑貨が29%です。繊維・雑貨とは、ファッションやバッグとか靴で、イタリアの地場産業です。2位が食品・飲料となっていて、ワインとかイタメシの材料です。これも農業とか、中小企業、地場産業です。ただし、日本がいまやってるような大量生産に特化した形ではなくて、本物の素材を使った多品種少量で、以前日本がやってきたパターンのものでした。これをやるから、イタリアの国のなかはガタガタだけれども、地域とか地場産業を見るとしっかりしているわけです。テレビで『小さな村の物語 イタリア』というBS日テレの番組を見たら、みんな地域社会で、お年寄りを含めてのんびりくらしています。持続可能な国づくりの前に、国がどうなろうと基本的に地域社会がしっかりして、地域が減びなければ国は表面上ガタガタになったとしても、必ず持続可能性をもっていけるのです。

#### 地域の主役は中小企業、自営業、農林漁業

要するに地域をどうしていくかということを考えていく場合には、仕入れとか資金の調達とか雇用の問題で、地域を主体にしてクルクル回っていくという、いわゆる地域循環の経済、英語でいうと「ローカル循環」をきちんとやってかないといけません。

その場合、主役は誰かということと地域に根差した中小企業、自営業と農林漁業ということになります。先進国で商店街が空洞化しているというのは、ドイツを見ても、フランスを見ても、イタリアを見ても、ないわけです。華々しくはないけれども、それぞれの地域社会の個性があって、全国共通のナショナルチェーンのレストランなんて日本以外の先進国じゃないでしょう。食べものは、まさに地産地消、味つけもそうです。それが日本の場合には、どこに行ってもあるようなファミレスとか居酒屋チェーンが増えています。僕も商売柄いろんな地域に行っていますけれども、何で東北まで行って東京に



本社がある居酒屋のチェーン店に行かないといけないのかと思います。食が規格化されたら、完全に民族の生活文化は規格化され、どこにでもあるようなものになってしまいます。

そういう点で地域特性を生かした形で、その経済の主体を担う中小企業、自営業者をきちんと制度的に枠組み的に経営のしやすい要件を作っていくというのが自治体の役割であると

思います。今日は全労連、自治労連、中小企業家同友会、民商、それぞれの代表の方が、いまやっていることと困っていること等々の現状と到達点を説明していただくシンポジウムであります。とりあえずコーディネーターの立場から今回のシンポジウムの課題について報告いたします。



# 地域活性化大運動の実践で地域の活性化

広島県労連事務局長 門田 勇人



広島県労連の門田といいます。単産は全労連・全国一般です。広島カーブ優勝ということと呼ばれたのかなと思います。隣の方が何と北海道ファイターズ、黒田を見に行っただけで、すごくうらやましくお話しさせていただきました。カーブ優勝で経済効果は330億円だということで、私も何とユニフォームを2つ買いまして1枚8,000円もするんですね。昨日は、優勝パレードに行きまして、30万人も参加していました。パレードの後は、皆さんが飲食店や買い物で地域にお金を落とします。これを地域活性化というのではないかと思います。330億円の経済効果というほど地域は恩恵を受けていない気がします。

## 最低賃金の地域間格差が 若者の流出を招いている

全労連の、「このまちを元気にすることが日本経済を立て直す」という方針の下、広島もキャラバンをやりました。これは全国でやられていることで、特に広島は進んでいるわけではありませんが、キャラバンと地域総行動について報告をします。

まず地域活性化キャラバンですが、2016年3月に行いました。自治体、商工会議所、指定管理者と懇談しました。

広島県の特徴をいいますと、2004年から2006年まで市町村合併が進んで、86あった自治体が23に集約されました。広島県の人口は280万人です。広島のイメージは、原爆ドームや宮島が有名ですが、人口の4割を広島市1市が占めます。23自治体のうち中山間地域、島

しょ部の16市町が、過疎地域に指定をされています。全県人口の約1割、28万人がこの過疎地域でくらしています。医療機関のない無医地区というのが53地区もあり、全国で北海道に次ぎ、2番目に無医地区が多いのが広島県です。県北部では20年以上、産科がありません。

経済は、マツダが牽引しているとのイメージがありますが、中小企業が非常に多くて従業員10人以下の事業所が8割を超え、内4人以下が6割を占めます。広島でも全国でも事業所で99%、雇用でも7割から8割は中小規模の事業所が支え、地域経済と地域社会を築いています。

農業では、広島県の食料自給率はカロリーベースで24%、生産額ベースで37%と、中国5県では最低になっています。先ほどありましたように、広島は大手ショッピングセンターが乱立しているところで、地域の商店街は次々と空洞化しシャッター街となっています。

そのようななか、キャラバンを行いました。自治体に対しては最低賃金、公契約の問題で、意見書の採択を求めました。

北広島町議会は、意見書の採択がされました。全国一律最賃制を求める意見書の採択です。意見書のなかには、「最低賃金は地域間格差が大きく広島と東京では同じ仕事をしていても、時給で138円も格差がある。若い労働者が県外流出を招いている」として「中小企業の支援策を拡充し、生活できる最低賃金の早期実現」を求めています。

北広島町は人口が2万人、10年間で人口が10%も減少しています。高齢化率は43%で県内でもトップ、2040年には1万3,000人まで減少

するという試算が出されています。議会としても若者の流出を防ぐことを課題としており、私たちの陳情を採択されたということを知っています。

庄原市は公契約条例の制定を求める決議を1年半前に上げました。当日、応じた市議会議長は、「公契約は議会としては必要だという意見が多数だ。現在の公共事業で労働者は正規の給与が出ているのか、そういった市議からの疑問の声があがっている」と話しました。「適正な賃金を払うことで労働環境の保護、市内労働者の育成を行うなかで地域経済の活性化をめざすべきであり、市民に質の高いサービスを提供するためには公契約条例の制定が必要だ」という趣旨の公契約条例の制定を求める決議を上げました。

庄原市は、人口3万7,000人の広島県北部のまちです。面積は県の6分の1を占め、高齢化率も40%を超えます。2015年には、自民党県議の呼びかけで、「ストップ・ザ・安保法制」庄原市民の会が発足され全国的にも注目をされました。約1カ月で人口の3分の1の署名を集めるということを、保守系を含めた市議会議員を先頭に行いました。「市民を大切にし、市内の業者、労働者を大切にする」という考えが、公契約条例の制定を求め、安保法制反対の運動を進める原動力になっていると実感しています。

### **中小企業団体からも賃上げ必要との声と 規制緩和の行き過ぎに批判**

県内商工会議所に対しては、「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済循環の実現を求める」要請を行いました。広島商工会議所は毎年懇談をしていますが、県内6つの商工会議所は初めて懇談を行いました。

県内2番目の都市である福山商工会議所部長は、「現在の非正規の収入では生活ができない。地域にお金を落とさないと地域経済が元気にならない」と賃上げの必要性を語り、市内の商店

街や中小企業の経営者の地道な努力も力説されました。

三原商工会議所専務は、「いまの地域経済の厳しい状況は、規制緩和の行き過ぎによる部分が多い。30年前の酒屋はいい商売だったが、いまは酒屋の仕入れ値より安い価格でディスカウントストアが酒を売っている。私たちは安くてもおいしいとビールやお酒を飲んでいるけれども、これまで全国の酒屋がどれだけ納税していたか、どれだけの人が働いており、雇用を生んでいたのか考えてほしい」と話されています。

商工会議所は、大企業から地元零細商店まで加盟をしています。さまざまな産業に支えられており、地域のなかで働く人のことや子どもや高齢者のことを考えているのだと感じました。

### **若者が希望をもって働き続けられない 指定管理者制度**

指定管理者施設の訪問を行いました。指定管理者制度は公共サービスであっても、実務を民間で担うことができるものは民間に委ねる、そういったことを基本に公共サービスの質の向上と経費削減を図ることを大義として、公共サービスは50兆円のビジネスチャンスだという財界の要求で、2003年に生まれました。

県労連では2年前より指定管理者との懇談を行っており、今回は8事業所と行いました。懇談では、次のようなことが出されました。

キャンプ場を管理している事業所は、「以前は人が集まらないので派遣を入れて、繁忙期には県営住宅を借りて派遣を入れていた。いまは、派遣さえ来てくれない。職員の労働過多になっている」と話し、多くの事業所で「若い職員の今後が心配だ」と語られています。

広島県は、修繕費の事業者負担分限度額をこれまでの30万円以下から100万円以下に条例を変更しました。これによりエアコンの修理や壁の修繕など100万円以下は、自前でやります。事業所責任者は「そのしわ寄せは人件費



にきてしまう」と話しています。「退職金もなくなり、昇給もできません。何より次の入札で委託が受けられないと雇用が継続できなくなる。そういったなかで若者が希望をもって働き続ける企業にはなり得ない」と指定管理者制度の問題点を語ります。

ここで聞き取りした内容は、まとめて11月2日に広島県に対して、「指定管理者の待遇の抜本的改善を求める」要請も行いました。

### 中小企業経営者は最低賃金について どう考えているのか

先日、「経営者が最低賃金についてどういうことを考えられているか」という懇談を行いました。

広島県の最低賃金は2016年10月から24円上がりました。弁当販売を会社向けにしている経営者からは、「ほんとうに腹わたが煮えくり返る、腹が立っている」という声をいただきました。広島県は、769円から793円に最低賃金が上がったものですから、その企業はパートの時間給を770円から800円に引き上げたということです。弁当の販売価格は270円から550円です。価格を上乗せすると客を大手企業に取られてしまうので上乗せができない。対策としては、パートの契約時間数を削減し帳尻を合わせたそうです。ですから、パート従業員の時間給は上がったけれども年収は変わらないという状況になりました。仕事量が減るわけではありませんから、経営は大変になったといえます。

マツダの下請け会社は、労務単価を社会保険料を含めて1時間当たり1,400円から1,500円で計算して下請単価を決めているということをいわれていました。その企業では正規社員もいますから、パートの賃金は、最低賃金ぎりぎりにならざるを得ないといわれています。

私たちは労働組合として、労働者の賃上げこそ地域活性化ということを主張していますけれども、中小・零細企業の現場はそう甘くないと

いうことも実感しました。

広島では、現在大手のショッピングセンターが進出しています。2016年下期から2017年にかけてA店「2,000人」、B店「1,000人」と新たに3,000人が募集されます。

現在広島の求人倍率は非常によく、1.6から1.7倍ぐらいの状況です。流通業は人の取り合いとなっていますから、パートの時給を1,200円～1,500円にする会社もあります。

そうすると、体力がない中小企業から大手流通企業に人がうつり、中小企業経営者からは、「労働者が取られていく」という悲鳴も上がっています。

### 地域総行動で広がる共同 画期的成果も

続いて、ヒロシマ地域総行動実行委員会の報告をしたいと思います。

ヒロシマ地域総行動というのは、「変えようヒロシマ、平和・くらし・私たちの街」をスローガンに掲げて、2016年2月で25回目を迎えました。これまで幅広い市民要求の実現に取り組んできました。この行動には、延べ500人から700人が参加し、朝宣伝では1万枚以上のチラシ配布を行い、企業や団体などに要請行動を行っています。実行委員会には、労働組合、民主団体など、50以上の団体が参加しています。

2014年には、朝鮮学園に対する広島県と広島市の補助金復活を求める学園理事会と保護者オモニ会の人たちが、総行動に加わるという新たな共同も生まれるなど、地域の情勢を反映して運動が拡大しつつあります。

これまでの要請のなかで、広島銀行では支店間の手数料が有料だったのを無料化するという成果も上げています。

2011年の地域総行動の重点は、エアコンの設置でした。広島県は公共施設の耐震化率もとても遅れている県です。当局は「耐震化工事が優先順位の上だから、エアコンの設置は遅れてしまう」といいます。2010年は猛暑日が続き、



9月に入っても気温35度が続くという状況でした。幼稚園のPTAや老人クラブ連合会などの団体にも、初めて訪問をし訴えると、請願署名に快く応じていただき、署名は4万筆を超えました。

私たちの世論に押され、広島市議会は2018年までという設置計画を3年前倒しして、2015年度までに完了する予算を可決するという画期的な成果が生まれました。

### 壁を越えて運動を作る第一歩は 「対話の継続」

広島地域労働組合総連合（ヒロシマ労連）は地元の鷹野橋商店街との交流も進んでいます。2007年からは「安全でおいしい給食ありがとう」をテーマに、自治労連が中心になって運営している「ひろしま給食まつり」をこの商店街で開催することができました。

年末になっても閑古鳥が鳴いているような商店街ではありますが、1日で3,000人が集まる給食まつりが実現すると、商店街の青木専務は、「こういう催しがあると商店街としても元気が出る」と歓迎しています。交流を続けるなかで、国民春闘共闘の、「このまちを元気に」というポスターを商店街の掲示板にも貼っていただいています。ヒロシマ労連を中心に「このまちを元気にしよう」といった行動を継続しています。

最後に、私たちがめざすことは、「地域が元気になることが一番」ということです。

今回、これまでの壁を越えて多くの団体と懇談をしました。そのなかで共に運動を作っていくための第一歩が対話の継続であるということを感じました。今後も多くの団体との対話を継続していく決意を表明して、発言といたします。ありがとうございました。

吉田 ありがとうございました。いまの発言であったように、自治体労働運動では各地でさま

ざまな自治体キャラバン、訪問というのが行われていて、いままで行ったことがなかったような団体とも懇談しているという報告がありました。そのなかでは利害の異なる問題も出ています。たとえば最低賃金制の問題では、中小企業経営や中小企業団体では、デフレ不況が続き、売り上げが伸びず利益が減る中で最低賃金があるのと困るとい話も出てきます。これは当然です。日本の場合には全国的に市場原理が貫徹しているので、労働サイドと企業サイドは利益をどう出すかということで、矛盾関係にあるわけです。最低賃金制というのは憲法25条の文化的で最低限の生活を行っていく権利を保障していくという意味合いもある。自営業者とか中小企業の経営者とか、その家族自体にかんしても憲法25条を実現できるような、そういう収入を確保しないといけません。これからはそういう問題が出てきます。

そうすると、日本の市場経済の仕組み自体をきっちり変えていくという大きな問題点での一致がないと、表面上の問題点で振り回されてしまうという状況が出てくると思います。逆に労働者と経営者とは立場が違う、ハンディが違う、それを憲法25条が保障しているような最低限の暮らしをお互いに守っていくためには、何を変えないといけないかという視点で、取り引き関係のルールとかを変えていかないとはいけません。

先進国で、下請代金支払遅延防止法みたいな法律があるのは日本だけです。そういう仕組みを放っておいた場合、弱い者同士の矛盾の対立激化というのが、今後出てくる可能性がありますので、いまこういう運動や地域づくりをどうしていくかということで課題になっているわけです。多分自治労連も、あるいは全労連が訪問にいけば、自治体での対応や方向性と、中小企業経営者団体、自営業者団体が抱えている問題は非常に矛盾する関係が出てくるかもわかりません。

それを常にじっくりと考えて、対立するよう

な現象が出てくる根本がどこにあるのかということ、持続的に考えていく共同、連帯のしつかりとした関係が作れるかどうか、今後10

年の課題となっていくと思います。その点にかんしての問題提起を含めての門田さんの発言と捉えていただきたいと思います。



# 中小企業振興条例と小規模企業振興基本法を どう活用するか

—北海道・恵庭市中小企業振興協議会の議論に参加して—

北海道商工団体連合会会長 石塚 隆幸



## 地域で重要な役割を果たしてきた中小企業

ただいま紹介をいただきました北海道商工団体連合会の石塚です。全商連副会長もしております。どうぞよろしく申し上げます。

私が住んでいる恵庭市の中小企業振興協議会で委員として論議をしてきました。その中身について少しお話をしたいと思っています。

昨日、東京に来ましたけれども北海道は雪でした。実は出てくる前に地元の市役所には、本日のシンポジウムについて、市で作った資料と振興協議会のなかで話していることを紹介しても良いとの了解を得てきましたので、お話をしたいと思います。

最初に、中小企業でも小規模の企業者、家族経営の企業者でも、社会的にこのような人たちの見る目は、やはり変わってきていると思います。以前は中小企業、いわゆる小規模は、自分の商売だけもうければよいのだというところがありました。そして、にっちもさっちもいなくなると倒産してしまったり、「ああ、仕方ないね」、「1つ競争する業者が減ったわ」というような感じで見ていたと思うのです。ところが、いまはだんだん変わってきて、中小企業あるいは小規模企業者が地域に果たしている役割は、本当に大切な存在だということがわかってきたわけです。

これは大きな収穫だと思いますし、何とんでも、中小企業基本法という法律が、昭和38年にできて、その後平成11年に改正されたときに、中小企業を見る国の姿勢というのが、ほんとうに変わっていました。いわゆる格差、不利

益を是正する政策を投げ捨ててしまっていました。あるいは、多数の業者、事業主、さらに少数者支援の改革の基本、いわゆる積極的な姿勢をもっている一部の企業だけを国として支援します。極端な言い方ですけれどもそういうことでした。

私は地元で設計事務所をやっています。商売をしていて、攻めの姿勢でやっていくということは大事ですけれども、しかし地元で長らく家族経営とか、いろいろ商売をしてきた人たちが無視されるような政策はあってはならないと思うのです。

## 条例制定の主な過程

中小企業、家族経営というものが改めて大切だということで、地元の中小企業基本条例を作ろうという話がありました。この条例を作るときに、役所が自然的に各地域で基本条例ができたから恵庭市でも作ろう、とやったわけではありません。私たち地域業者の人たち、いわゆるまちの有志の人たちが、中小企業基本条例は必要だ、だから何としても作らなければということと勉強会を始めました。今日、隣においでの中企業家同友会の人たちも、そして私たち民商、全商連の人たちも一緒になって地域のなかで条例を作ろうと頑張って、そして市や商工会議所も巻き込んで運動を進めてきました。

始めは役所としては、「ただ言ってもだめだから、陳情書を出してください」と言ってきました。陳情書を出すときには、私たち有志の業者、それから商工会議所と一緒に提出したかったのですが、商工会議所側は一緒には出さない、



別々に出すからとのことでした。ほとんど同時に別々に、文言はだいたい同じような内容で出しました。それらをあわせて役所としても、陳情書も出ているのだから振興条例を作ろうと、前向きな姿勢になってきました。条例を作る前に役所にも支援を頂き勉強会を何回も開いてやっと条例ができ上がったということです。

## 我がまち、恵庭市の概要

我がまち恵庭市の概要ですけれども、空の玄関、新千歳空港の隣町で、人口6万9,000人、7万に近い人口であります。いま、各地域の市町村は人口が減っているなか、何とか横ばいを保っている、あるいは少し微増であるというような地域です。

まちの特徴としては自衛隊の駐屯地が3つあり、北海道大演習場もあります。夜の人口と昼の人口を比べますと、昼の人口のほうが少ない。どちらかというところ札幌とか千歳とか、隣町に仕事に出かけている人が多いということです。

産業分類別で見ますと、三次産業が84%、従業員数でも96%の人が三次産業にいるということになります。それから小規模事業所数は製造業で9人以下、そしてその他では4人以下の事業所で51.7%となっています。

## 条例制定後、初の中小企業実態調査を実施

2013年に市の振興条例ができ、その後に、民商と自治体と懇談をしました。市側もこれから中小企業の問題を論議するときには、民商さんにもぜひ入っていただきたいというような要請がありまして、私が担当することになり、振興協議会でいままで論議を重ねてきました。

まず、最初にやったことは中小企業基本条例に基づいて、市内の中小業者がどのような状況下にあるのかというアンケート調査を市がやりました。予算を350万円取り、これを市の商工会議所が実施し大学の先生方に入ってください

て分析をしてもらいました。

たくさんの方が分かりました。サービス業では売上げが下降きみだという方が48.8%にまでなっていることが分かりました。次に、流通、商業関係も、39.8%が下降ということがあります。どういうわけか建設業関係は、横ばいというような状況が出ています。下降傾向は何が原因なのかということですが、仕入れ値が上昇した、同業者や大型店の進出、更にネット販売の競合などが考えられることがわかりました。

それともう1つ気になることが、売上げが下降と答えた事業者の年齢層で、60歳以上の方が60%以上を占めていると点です。創業者が年齢を重ねるごとに、「ああ、売上げが減った」というような状況が出てきています。意外と若い事業主は、売上げが伸びているというような状況にもなっております。

事業継承についてのアンケートも取りました。現時点で事業継承を考えていないという人が37.5%にもなっているということです。その内訳として、60代から80代までの事業主のなかで64.5%の人たちが、まだ真剣に考えていない、事業を継続することを考えていないということが、この調査で明らかになったわけです。

それから、後継者は決まっておらず候補者もない事業主でも、事業は継続したいという方も19%います。事業継承が決まっていない理由についていろいろありますが、適切な人材がないが38.3%、後継者の育成ができていないが33.3%、というような状況がわかりました。

中小企業振興協議会の委員の基本的なスタンス、考え方は、地域の中小企業が自ら努力することはもちろん大事です。そして、安心して商売ができる社会を構築するのも大事。そのためにいま、何が必要なのかと考えるということは、委員のなかではほぼ一致しています。

しかし、それを実現するためにどうするのかという考え方になると、それぞれ委員のなかではバラバラです。まちの特産物を積極的に全国



に広げて、我がまちの魅力を知ってもらうことに力を入れるべきである。そうすることによって中小業者も、活性化してくるんだというような話。また、比較的中小企業でも大きな企業を誘致してみれば、そのために工業団地の開発が必要だと、このように発言する委員の方もおられます。これは意見が二分して、いろいろと論議になりました。

2015年度に休廃業・解散した北海道の企業数が1,935件あり、同期の倒産企業数の6.9倍、約7倍も休廃業・解散した人たちがいます。倒産よりはまだ良いのかなとは思うのですが、しかし、このような大きな数字が自然に消えていっていること事態が非常に重要なことであります。

#### 協議会のなかではさまざまな意見が

それから、振興協議会の論議のなかで言われたことですが休廃業の問題で、市が弱者を保護するという観点はわかるが、市民の税金が廃業するかもしれない中小企業に使われるのはいかがなものかということでした。それよりもこれから未来のある子どもたちに対して、お金を使うべきではないかという人も委員のなかにはおりました。

私は、やはり中小企業が、その地域のなかで果たしている役割というのをよく理解していないのではないかなと思います。たとえば、企業誘致をして中小企業でも少し大きな企業が来たら、その企業に対して3年間の固定資産税のおまけというか、一時棚上げにして、何年か後には払ってもらうとかという制度があります。そういう制度があるのであれば、地道に営業している地元の中小零細業者に対しても、それと同じような、あるいはそれと似たような方策を取ることができないのかなということを、私は常々思っています。

また、高齢化による廃業は、ある程度はやむをえない。そのかわりに、新たな創業を増やす

魅力的な補助や優遇制度を設けて、大胆な施策を実施する必要があると思っています。

私たち民商・全商連は日本版中小企業憲章というのを出しています。これを委員の方に全員に読んでくださいと渡しましたが、これに対する反応はありませんでした。

それから私は、協議会があったときに小規模企業基本法をどう活用するかというパンフを使って、委員の人たちが勉強会をやる必要があるのではということを行いました。大学の先生の人たちはパンフを読んでいるかもしれないけれども、地元の企業の人たちはなかなか読んでいません。協議会で論議をして地元の企業をどうするかということを考えたときに、この小規模企業振興基本法に則って論議することが非常に大切なことではないかなと思っています。

北海道としても小規模企業基本法という条例が、2016年の4月からできました。この振興のあり方について意見を一般的に求められ、北海道商工団体連合会として意見書を上げております。これは、今日も来ておられます北海道商工団体連合会事務局長の池田さんが作って、道庁のほうに提出しております。

#### 地域経済、特に農業と中小企業に 大きな影響を与える TPP

それから、今日も出ておりました、地域経済、特に中小企業に大きな影響をもつ TPP の問題であります。これは交渉過程が明らかにされていない関税を撤廃して、輸送サービスや取引を自由化するものです。北海道は農業にとどまらず、輸送産業などいろいろな産業が盛んで、中小企業に対する影響というのはほんとうに大きなものがあるのです。この問題についても、やはり私たちは注視しなければならないと思います。

私個人として考えるのは、何といたっても食の安全、日本の国民が口に入れるものを他の国に頼っていいのかどうかということでもあります。

やはり自分の口に入る農産物、食品は日本の国のなかで作ることを基本とするということではないかと常日頃、私自身は思っています。

振興条例で使える制度を活用し、小規模の観点から改善させる具体的な議論や提案を進めるということが重要です。小規模企業の実態調査を、5年に1回と役所のほうは言っていましたけれども、これを必ずやって、この中身について知らせるということです。

### 制度を活用、改善させる 具体的な提案する力を身につけよう

それから、私たち小規模企業者の立場からも自治体に政策要望、いわゆる提言をする力を身につけなければいけないし、具体的な仕事おこしの提案をしなければいけません。そのためには、事業者自らの経営と交流会なども開いて、そのなかで何がいま私たち中小・零細企業のなかで必要なかを話しあう、そういう話し合いも大事だと思います。ですから、今日のシンポジウムの役割というのは、非常に大切なことだと思います。そのようなことを申し上げて、私の報告といたします。ありがとうございました。

**吉田** ありがとうございました。石塚さんのほうからは、北海道の自治体のなかでの中小企業振興基本条例づくりで、中小企業の経営者自身のなかにも、中小企業に対する位置づけがばらばらになっている現状があるとお話がありました。次に杉村さんが自治体単位の条例に対して国レベルでの中小企業憲章の問題で話されますけれども、追い風が吹いてきているのは憲章も国がつくったという点です。

去年から、金融行政方針が、いままでとは違う方針になってる。何かというと、いままでは地域密着型の金融機関は赤字企業や不良債権を切れ切れと、その一環として、要するに廃業するのはほっとけ、ベンチャーとか新しいところに注入しろとなりました。そう言ってたけれども、そればかりやってたら地域の中小企業が伸びないし減る一方ということで、それをいま育成するほうに力を入れろとなっています。とくに既存企業の支援や事業承継に力点が置かれつつあります。事業承継ができない地域で、新しい産業は起こるはずないわけです。金融機関もお金を貸すだけじゃなくて、新しい産業が起こってくる前提として、きっちりと業者が事業承継できる、そういう方向性にノウハウを提供しろと、それでチェックしていくと変わってきてるわけです。

そういう点で、いまの国の方針は、完全にグローバルスタンダードに合わせていくという流れと、地域をどうするかを考えている国の機関とか自治体といった現場とで、非常に複雑な流れが出てきている。そういうのをうまく活用した形で、中小企業憲章って何なのか、条例って何なのかと内的発展を起こしていく必要性があります。条例の場合、結局は住民自治と一緒に、地域産業振興に対する業者自治、経営者自治というのがないとほんとうの意味で自律的な内的発展ができていきません。それでいま同友会も民商も、さまざまな苦勞を重ねているというのが現状です。

そういう流れのなかで、次にお話いただく杉村さんは全国各地の同友会の仲間を回って憲章、条例を制定して具体化を議論しておられる最適の方です。そういう観点を中心にして、状況を報告していただきたいと思います。

# 中小企業憲章・条例と地域の活性化



中同協 中小企業憲章・条例推進本部副本部長 杉村 征郎

皆さん、こんにちは。中同協の杉村と申します。私は42年前に、静岡に中小企業家同友会を作った創立メンバーの1人で、約15年間、県代表理事を務めたあと、2004年、中小企業憲章と条例運動を始めるにあたって、中同協へまいりました。

このシンポジウムは今回3回目です。第1回目は私どもの幹事長、第2回目が政策委員長、そして3番目は私がお招きされましたが、実はこの企画は、今日ここで熱心な皆さんのお姿を拝見して、中同協がこのシンポジウムを共催者の1人としてやらなければならないのではないかと、その点私どもの努力がまだまだ足りないなということを感じております。

## 中同協の歴史と理念

### 「国民や地域とともに歩む」

それでは報告させてもらいます。中小企業憲章と条例と地域の活性化、なぜ経営者団体である中小企業家同友会が、この運動を進めなければならないのか。なぜ同友会が憲章・条例なのか。このテーマを、相当長い間、会内で常に議論をし、理解者を増やす努力をしてきました。まず、これには同友会の歴史があります。

1947年、終戦直後に、全中協という経営者の団体ができました。これは世界大戦、太平洋戦争の悲惨さと、そして被害を被った中小企業、中小工業者、そして不要不急の産業として淘汰されて、兵士になり、あるいは廃業を余儀なくされた業者の方々の思い、平和と戦争の問題、そしてさらに人間尊重の精神こそ大事だと切実に感じた先達がこの会をつくったのが、そもそ

もの歴史であります。

その後、経営者団体でありながら、自主的・民主的に運営しなければいけない、さらに連帯が加わり、私どもの理念になっています。だんだん歴史が重なると同時に3つの目的、よい会社をつくろう、よい経営者になろう、そしてよい経済環境をつくろう、を掲げます。そして第一次、二次オイルショックの直後、あれだけの混乱に陥ったなかで、千載一遇のチャンスだということでも値上げもずいぶんやられたんですが、そのときにわれわれは、決して悪徳業者にならない、と宣言しました。「国民や地域とともに歩む」、1974年に会の理念として到達しました。

その後、1970年代、80年代は中小企業にとって非常に厳しい時代でした。特に労使紛争で、町工場、小さな会社であっても、突然赤旗が立って団交を要求される、総資本対総労働といったそういう厳しい環境のなかで、私が同友会に入った動機もそのころです。30人前後の下請け企業に労働組合にできたということがきっかけになってるわけですが、先輩の経営者たちは、労働組合とどう向きあうのかなど真摯に議論しました。その結果生まれたのが、いま皆様の手元に参考資料としてある、「人を生かす経営 中小企業における労使関係の見解」を、約4~5年かかって、徹底的に議論した上でやっとまとめ上げました。いまの同友会のなかでも、新しい会員が続々と入会するなかで、経営責任の自覚、経営指針づくりを軸として、まずこれをわかってもらう努力を進めている経営者団体であります。

その過程のなかで1つ大切なのは、1957年に



結成した東京同友会が、20周年記念行事として、中小企業の役割というのを理論的に明らかにしました。そこから現在に至って、やっと中小企業の役割ということが多くの人に、また多くの会員にわかるようになったと思います。企業数においても、99.7%。雇用においても7割の人々。特に田舎の県に至っては、99%の働く人が中小企業で生計を立てています。そして輸出数においても、納税においても、社会保険料においても、そして女性の雇用についても、そして非正規労働者の少なさにおいても、同友会、中小企業がほんとうに重要な役割を果たしてきているということに対して、責任と同時に誇りをもつと、そういう運動が繋がっているわけですね。

#### 欧米の憲章、政策から学び励まされたこと

中小企業全体の経営を守る立場から、大企業本位の政治、経済、社会をどのように認識するか、会の理念と世界の潮流と「中小企業憲章・条例」というのが提起されました。私たちの情勢認識においては、大企業の論理、グローバリゼーション、空洞化が全国にはびこり、同時に新自由主義、いわゆる勝ち組・負け組とか、自己責任とか、あるいは雇用、就業構造もどんどん変えられていきました。また、小泉内閣の構造改革、そしてわれわれは、「激変消滅の時代」と定義をしていますけれども、新型の構造的複合不況、トリクルダウンがもう神話になってしまいました。

大企業だけがもうかって、中小企業・小企業には何も恩恵がありません。同じ国でありながら2つの経済、グローバル大企業と地域にかかわる企業と経済がまったく分断されました。また、金融は貸し渋り、貸しはがしという流れです。そこで1990年代の終わりごろ、私たちは金融アセスメント制定運動と消費税に対する学習運動というのを始めるわけです。

そういうことが、経営者の運動でありながら、

情勢認識のなかで社員の立場、社会的立場に立つ。いわゆる三大不安、「雇用と収入と老後の不安」、これに対してわれわれも無縁でないという情勢のもとで、この憲章・条例制定運動を提起するわけです。

いまから13年前、2003年に、これからこの運動と学習運動を進めることを、総会で決定しました。当時の会長は、「憲章・条例運動こそまさに業者運動から国民運動へということの総決算の具体化である。同友会運動がそういうところにまで集約されなければ、中身は本物とはいえない。憲章・条例運動こそ、よい意味での同友会活動そのものだ」とおっしゃるんですね。もちろんすぐにピンとわかる方ばかりではありません。そこでその翌年、2004年8月、学習推進運動本部ができ、それ以来私は「語り部」として、各地を行脚しつつ説得し、理解をしていただくことを使命感でやっています。

日本だけでなく、世界に目を向けると、当時アメリカはクリントン政権でした。アメリカは大独占企業の国でありながら、地域では非常に革新的な政策「RCA法」をやるわけですね。その結果、その当時女性の起業家が何百万と増えるという状況でした。

同時にヨーロッパで、新自由主義の影響を受けながらも、2000年3月にEU加盟国首脳が集まって、「ヨーロッパ小企業憲章」、リスボン憲章ともいいますけれども、これを発布します。「小企業はヨーロッパ経済の背骨である、小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネスアイデアをはぐくむ大地である」という、画期的で感動的な内容に、非常に勇気づけられました。そこで2008年5月、中同協は視察団をくみ、30人で訪問して、ヨーロッパ中小企業同盟とか、EUの官僚と、ほんとうに深く議論をしました。

2010年10月には、アメリカでは実態はどうなんだろうということで、視察に行きました。そこで私たちが学んだことは、「Think small first」（小企業のことを第一に考えろ）、これが合言葉になっていたことです。そして、



「Listening to small business」(小企業にこそ耳を傾けろ)。「Mind shift」(発想の転換)。こういうスローガンに非常に元気づけられました。

### 憲章・条例制定運動の理念

このように憲章運動が進んでいくわけですが、その理念は何なのかというと、「圧倒的な国民の幸せの実現」と決めました。そして目的は、「中小企業・小企業の安定した繁栄」です。つまり社員を含めた国民の雇用収入を、われわれは保障しなければいけない、その責任があるんだという目的です。当面の課題としては、「生きる、くらしを守る、しかも人間らしく生きる」ということの実現。「地球環境の保全、限りある資源を節約型の経済を確立していく」という、当面の3つの目的を決めました。

将来的には大きく、人類の生存憲章として、いずれ東アジアにおいても、国連においても、中小企業・小企業の重要性を評価すべきだという展望をもっていきたいと考えています。しかしながら、理想からほど遠いこの現実との乖離をどういうふうに埋めていくか、自社と憲章との関連づけ、経営観、社会観、人生観を問いながら常に根本的、基本的な学びの過程がありました。同時に多くのまだ十分わかりきれない経営者にも、成り行きに流されずに、自ら歴史をつくっていく主体になるべきだと訴え続けています。人間の幸せのための経済、ほんとうの意味での「経世済民」ということを取り戻すと。現在では4万6,000人の会員のうち、過半数の2万数千人が、この学習運動に参加をしたことになると思います。

ただこういう10数年の長い運動のなかで、われわれ経営者だけではやはり理解することは不十分ということで、良心的な学者の先生の知性と知見、あるいは現状に対する分析力、そういう意味での手助けが非常に大切だったわけです。ここにおられる吉田敬一先生も、そういう意味で知らない人がいない、ほとんど顔も知っ

てらっしゃいます。多くの会員は先生方からの影響を受けています。

そして憲章・条例運動では、EUの憲章を紹介しながら、それを進める上で、三井逸友先生や、ずっとアドバイザーとして大林先生とか、最近の条例運動では植田先生とか、そして岡田先生などに、常に学習のためのよきアドバイザーとなっていていただいています。

### 中小企業憲章の矛盾～光と影～

非常に長期間かけて努力をしてきた、その結果が「いま」になりました。いまになったというのは、中小企業憲章は2010年に閣議決定するわけですが、これに対する評価は、同友会のなかでも正直に言って徹底的に議論したことはありません。ただ、中小企業の重要性を認めた、政府の唯一の理念法であることはわかります。「中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役である」とか、あるいは「国の財産ともいべき存在である」とか、「どんな問題も中小企業の立場で考えていく、中小企業への影響を考慮して、政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす」、こういうふう書いてあること自体は、評価すべきだということは一致しております。しかしその過程で、参議院選挙対策で非常に急いだのと、ごく少数の官僚、ごく少数の議員、そして超スピードでこれをつくった。そういうことで現内閣、官僚にも国会議員にも、無関心派が圧倒的だと思います。

私どもは5年間かけて、衆議院の議員会館で国会議員を呼んで毎年6月に集会をひらき、1人ひとり決意を語ってもらうわけです。ところがわれわれの評価では、中小企業立国、あるいは憲章というのはまだ道が遠い。新成長戦略とかアベノミクスとか、大企業重視の政策というのは一向に変わりません。地域経済が戦略的なテーマになっていない、あるいは外交とか防衛だとかTPPとか憲法改正とか、そういうこと

だけが目立つようなものであって、憲章の理念が理解されていないのではないかと思わざるをえないのです。

議員の方々が、われわれの前では決意は述べますけれども、その財政的な裏づけがありません。憲章成立後も、成立前と同じく、国家予算に対する中小企業対策費というのは0.2%前後です。これは中小企業基本法が1963年に成立以来、ずっと変わっていません。53年間変わっていないのです。したがって、私たちは憲章を国会決議に、そして中小企業庁を庁でなくて省。そしてこれをPDCAで回すような会議体をつくれと要望しています。そしてこの憲章の周知徹底を図るべきだということも、いまま今後も求め続けざるを得ないということでもあります。憲章が不十分なら、私たちの力で地方・地域から国を包囲する、条例で外堀を埋めていく必要があります。

### 憲章づくりは急かさず、気張らず、諦めず

憲章ができて2年後、2011年に震災がありましたからあまり進まなかったのですが、2013年以降、急速にわれわれも関与する条例ができています。全国では42道府県、そして188の市町村でこの条例ができました。とはいえ、全国の自治体が1,890ぐらいありますから、やっと1割です。そして同友会の支部も全国にあって、460支部あるわけですが、それでも188というのはまだまだ少ない。そういうことで、同友会全体の働きとしてこの条例の学習と制定運動をどうやってつくっていくか、これを今年からさらに憲章・条例本部を拡大して、倍以上に拡大して全国的に進める集会をこの2日後に開催します。

私たちのいままでの教訓では、条例づくりというのは「急がば回れ」で、あせってはいけない、急かさず、気張らず、諦めず、それから地域ビジョンとか地域再生とか、活性の夢や希望を語る。学習をしようと、「中小企業の見地から

日本経済ビジョン」という学習運動を提起し、同時に原子力、化石燃料に依存しない「中小企業エネルギー宣言」というのを今年の総会で採択しました。「エネルギーシフト」はエコノミーシフトだということ、そして公正公平な税制、中小企業は平和な環境でのみ繁栄する、そういうことをひっくるめて、学習運動を続けながら運動を進めていくことにしています。

「中小企業振興基本条例」の中身は、皆さんのお手元に資料があります。制定してからの運動づくり、実践事業をたくさんそこに載せてありますから、ぜひお読み願います。いずれにしても実効ある条例というのは、できてからがスタートなんです。成果がぼーんと出てくるわけじゃない。親鳥が餌を運んでくれるわけじゃありません。そういうことでこれから頑張っていくつもりです。どうもありがとうございました。

吉田 条例をつくっても、その条例のなかにTPPや広域自由経済圏が入ってくると、自治体ごとにやる内容というのがガタガタになってしまう危険性もあります。韓国では米韓FTA締結後、非関税障壁になるということで学校給食への地域農産物活用方針が撤廃になったようです。条例は都道府県の枠内です。それをちゃんと全国レベルで、共通した日本の経済指標になっていくためには、中小企業憲章をきちんと実効性あるものとし、日本全体で貫徹させていく必要があります。中小企業憲章になると、中小企業庁、経済産業省の所轄になってきますので国政変革の展望ともかかわってきます。

EUは中小企業憲章をつくったとお話がありましたが、EUができて企業や人が国境を越えて自由に動く、さあ大変だと、このまま行ったら中小企業は駄目になるということになりました。市場原理主義による地域密着型企業の危機や、地域社会の空洞化への歯止め役としてドイ

ツのマスター制度、それからイタリアの職人企業の制度に大きな規制圧力があつたわけです。それをEUレベルで共通項にしようと、持続可能な地域づくりのために小企業憲章（EUでは250人までが中小企業、50人までが小企業）をつくって、“Think Small First” 経済政策に際しては、まず最初に地域に根差し安定したような形態の雇用を提供する小企業への影響を考えて実施することが宣言され、ちゃんと毎年議会でチェックするわけです。その結果、一番体質の弱い自営業者は、ドイツでは増えてるわけです。イタリアでも安定しています。国民の数と自営業者の数を見たら、圧倒的にドイツ、イタリア、オーストリア、スイスも多いわけです。という

ことは、中小企業も自営業も社会的な存在意義はある、必要だからもう残してるわけです。その前提は国全体、EU全体で、小企業の役割というのは、企業の論理、資本の論理だけではまかなえないものを果たしているということです。

だから条例を活かしていくためには、その基本である中小企業憲章を国の政策基盤として位置づけたうえで、日本全体の中小企業をどうしていくかということを引きちんと勉強していくことが必要になってくるので、杉村さんは一生懸命、全国を駆け巡っていらっしゃいます。資料等々あとで時間があれば目を通していただきたいと思います。





# 都市も農村も、憲法をいかし、 安心して住み続けられる地域に

—安倍「地方創生」ではなく、「住民が主人公」を貫き、地域の再生を

自治労連副委員長 福島 功



皆さん、こんにちは。自治労連の福島と申します。自治労連というのは、全国の自治体、あるいは公務公共関連職場に働く労働者でつくる、現在15万人ほどを組織してる労働組合です。

自治労連は、歴史的には、結成から四半世紀ぐらいたっていますけれども、もともと自治労連をつくった大先輩もそうなんですが、やっぱり私たちは労働組合ですから、働く者の賃金や労働条件の改善のために努力するということが当然です。けれども、それだけじゃなくて、われわれがフィールドにしている地方自治体、そこに働く住民の暮らし、こういったものを良くすることを車の両輪として、この間ずっと取り組んできました。

## 自治体、国の役割は憲法が規定する 基本的人権が保障できる地域をつくること

自己紹介を簡単にしておきますと、私は今年の3月まで京都府の職員をしていましたが、いまはもう辞めて、組合で生きていこうというふうになりました。その府職員としての30年間のなかで、税とか統計とか土木、農林、こういった行政分野をずっと経験をしてきました。そういった角度から、今日は自治体の果たす役割、それとあわせて、いま地方自治体の現状はどうなってるのかということ、いくつかの事例なども報告をさせていただきたいと思えます。また、その背景にある国の問題と、われわれ自治労連がどんなことやってるのかということについて、お話をしたいと思ってます。

自治労連が今年の5月に出した改訂版の、地

域再生の提言素案というものを資料としてつけさせてもらってます。

まず自治体の役割ということで、先ほどいったように、私は京都府の職員をしてました。京都府は28年間に渡って、蟻川府政という革新自治体として、西の文科省、そして農林省といわれるような、ほんとうに先進的な行政を行いました。私が入所したときにはすでに落城してましたが、労働組合にはそのDNAというか、住民の命や暮らしを守る、そのことが自治体の役割だということは、脈々と受け継がれてきています。もちろんいまの地方自治法のなかでも、地方自治体が住民の福祉の増進を図ること、そのことがうたわれています。

私はこういった労働組合運動もやるなかで、最近つくづく思っているのは、日本のどこに住んでいても、いわゆる憲法が規定をする基本的人権、これが保障できる、そういう地域をつくること、そのことが自治体に、国も含めて、第一義的に求められているのではないかと思っています。それを非常に体现されているのは、私は沖縄県の翁長知事で、住民の民意を背負ってほんとうに頑張っておられると思っています。

## 地方自治体の現状から 「地方創生」をどうみるか

しかし今日は、いわゆる中小企業のシンポジウムということなので、たとえば先ほどお話がありました中小企業振興条例の制定の問題などにかかわると思えますので、そういう先進的な、地域循環型の施策をいろいろと展開しているところがござります。たとえば、公契約条例では、



冒頭、世田谷区長のほうからお話がありましたけれども、全労連の調べで、今年の4月現在、賃金の下限条例を含む公契約条例を18の自治体が制定しています。そして入札要綱による適正化については11自治体、いわゆる理念条例についても15自治体ということで、22の道府県、そして44の自治体に広がっています。

ただ先ほどのお話にもありました、中小企業振興条例は42の道府県、188の市町村ということです。いま地方自治体というのは、平成の合併をしたあとですけれども、それでもまだ1,788あります。それからすると、まだまだこういった取り組みというのは、緒についたばかりということで、だからこそこういうシンポジウムを開いて、運動を広げていこうということになっていると思っています。

なかなか条例が広がらない一方で、地方自治体はどんな状況になっているのかということがあります。最近の事例でいいますと、冒頭、吉田先生のほうからお話がありました、「地方創生」というのがいま地域においては、非常に大きな焦点となっていると思っています。もともとこれは、東京の都知事選挙にも出た元総務大臣の増田さんという方が、2014年に増田レポートというのを出されました。2040年までに、人口がどうなっていくのかということを試算した結果、ほぼ半数の896の自治体が消滅する可能性がある、と大々的に発表したわけです。

これを受けて、政府のほうが進みました。私もいまでも覚えているんですけども、2014年の11月に選挙がありましたよね。その選挙の前、いつでも解散できるという状況だったんですけども、そのときにいわゆる「地方創生」を進めるための「まち・ひと・しごと創生法」、これを通してからわざわざ解散をした。それだけ政府のほうは、「地方創生」にかけるものがあったのではないかと思っています。

「地方創生」で格差が拡大している

簡単にわれわれが「地方創生」をどのように認識をしているのかということについて見ていただきたいと思います。この決まった「まち・ひと・しごと創生法」によって、政府は長期ビジョンと総合戦略をつくっています。そして2015年度末までに、それぞれの地方自治体で、それぞれの人口ビジョンと地方版総合戦略をつくるということが決定されました。その結果、その期日までに、99.8%にあたる1,737の市町村がこの計画を策定しました。その計画の中身やその後の国の対応などについて、これも京都の事例で恐縮なんですけれども、ご紹介をさせていただきたいと思います。

全国の市のなかで最も早く地域版総合戦略をつくった自治体に、京都府の京丹後市というところがあります。ここは、当時人口が5万8,500人で、まさに増田レポートのなかで、消滅可能自治体と位置づけられていました。そして国立人口問題研究所の将来人口推定では、この京丹後市は2060年に、半分以下の2万6,000人に人口が減ると推定をされていたところがあります。

ところがこの京丹後市がつくった人口ビジョンでは、同じ2060年まで人口が3万人増の7万5,000人に増えるといっています。この京丹後市があるところは、京都の一番北の果てでございまして、私も京都府に採用されてすぐに赴任をしていたことがあったんですけども、ほんとうに田舎なんですよ。この田舎の6つある町を合併して、いま京丹後市となっています。どうやったらここで人口が増えるのだろうか、私なんか実感として思うところがあります。

一方今回、1,737の自治体が、全国で地方版総合戦略つくったといいましたけれども、これを、実は2015年の年度末ではなくて、10月までに策定をすると、いわゆる地方創生加速化交付金というのが出されることになりました。京都府は、全国の都道府県のなかで一番多く交付金をもらいました。京都の山田知事が、全国知事会

の会長をやっているということなども関係しているのかなという、ちょっと政治的な面もありますが、一方で、事業の計画を100%採択された京都市であるとか、先ほどいった京丹後市は、9,000万円の交付金が交付されました。

京都府のすべての市町村が交付されたのかというと、実はそうじゃない市町村もありました。京都府はこの間、加速化交付金のなかで、海の京都、森の京都、お茶の京都とあって、北から海、そして京都府の中部については森、そして南部については宇治があるのでお茶ということで、そういう政策展開をしてきました。今度は竹ということで、たけのこが有名な乙訓地域に位置する向日市というところが、特産のたけのこを生かした計画をつくって、申請をしたわけです。ところがこれについては、国からストーリー性がないといわれて、採択もされず1円も交付されませんでした。

われわれが結果から見るのは、やっぱり国がさせようとする施策に合うようなところについてはお金を出すけれども、そうじゃないところには出さないということで、まさにこの「地方創生」で格差が拡大していると思っています。

## 自治体が率先して

### ワーキングプアをつくっている

地方自治体の現状の2番目に、私が皆さんにお伝えしたいと思っているのは、いわゆる自治体におけるワーキングプア、非正規の皆さんの問題です。地域の活性化と、そこに働く労働者の安定した雇用というのは、非常に大事な問題だと思います。けれども、このことに関しては、自治体が率先してワーキングプアをつくっていると私は思っています。

2005年から政府が音頭をとって、いわゆる行政改革をやるということで、集中改革プランというのをつくってやらせてきました。そして5年後の2010年にはいったんやめたんですけれども、その後も自主的な行政改革と称して、地

方行革を進めてきたんです。そしてこの間、地方公務員の数は、2005年からの10年間で、30万4,000人削減をされて、いま273万人あまりとなっています。一方で自治体に働く臨時、あるいは非常勤の職員が増加をして、今年の4月1日で、総務省の調査で64万5,000人に増えています。この調査を始めたのが2005年なので、この11年間で約19万人も増えているということがわかりました。

こういう自治体の非正規の方たちの、賃金や労働条件はどうかというと、東京都の例ですけれども、東京春闘共闘の調査によりますと、昨年の東京都の最低賃金は907円でした。23区との三多摩の53自治体の非正規の最低時給は平均で936円、三多摩地域の30市町村は、21団体で最低時給が910円以下だったということが明らかになっています。

一方国の場合は、常勤職員と1週間の勤務時間が同じ期間業務職員というのがありますけれども、政府の調査によると、この方々にはほとんど期末手当とか、また8割弱の方に勤勉手当が出てます。しかし地方の場合は、常勤職員に該当されるとしている、勤務時間が常勤職員の4分の3以上の職員の方について、実に1割しか期末手当が出されていない。そして通勤手当においては1割未満しか出されていないということが、明らかになっています。

そして賃金・労働条件だけじゃなくて、雇用の問題では、これは裁判でも明らかになった長崎県の実例なので、ご存じの方もおられるかもしれませんが、社会保険料を逃れるのが目的ではないかといわれていますが、県の要領では、2カ月間に25日間働けばいいよと、そうすると4分の3になる。その結果、2年半で67回雇い主が変わったというケースも出ています。

こういう実態があるなかで、国が何をやるかということ、選択と集中という言葉で、先ほどいった「地方創生」の問題、そしていま公的サービスの産業化というのがいわれています。そして特に、自治体の職員数が増えないなかで、

いわゆる非正規と同時に仕事そのものを外部にもっていくというやり方をやらせようとしています。その結果、先ほど広島のほうからも指定管理という問題とかいろいろ出ていましたが、たとえば学校給食を委託した浜松市では、2015年の新学期の直前に、委託業者が辞退をして、1学期間学校給食が提供できなかったという例であるとか、あるいは佐賀県の武雄市の図書館はレンタル業もしている TSUTAYA の関連会社がやっていますけれども、10年以上前の試験対策書といった大量の古本を税金で購入をする、こういった事態が起きています。

あわせてこの間、地域間格差も非常に大きくなっていて、最賃の問題は先ほど触れられました。私がもう1つ言いたいのは、2006年に地方自治体の職員に対して、国もそうなんですけれども、給与構造改革ということで、地域手当が出されています。これは0%から20%という格差が全国であるんですが、これに対して、和歌山県のある町で、「地方創生」の施策を検討する会議のなかで、そこの担当者から出席した学校職員に、卒業する生徒に対して、地元の役所や企業に就職するように勧めてほしいというふうに要請したところ、「卒業生は支給される地域手当が高いほかの自治体に流れていく」「地域間格差が拡大する一方だ」「国は地域を元気にする『地方創生』というが、そんなものは絵に描いたもちだ」という意見が出されるような実態であります。

### 自治体と懇談し多くの共感を得られる 憲法キャラバン

TPPの問題は、先ほど出てたので省略をさせてもらって、最後に自治労連の取り組みです。自治労連はこの提言を出して、全国の自治体との懇談を進めています。この3年間で憲法キャラバンというのを取り組んできましたけれども、3年間で1,018自治体、約6割弱の自治体と懇談をし、こういった問題を取り上げて、ご一

緒に「地方創生」、地域の問題を考えていこうじゃないかと訴えをさせてもらっています。そういうところでは、ほんとうに共感を多く得られるところがあります。

ぜひこういった運動を全国で進めさせていただき、そして今日ご参加の皆さんのところの団体などとも懇談などもさせてもらいながら、われわれの求めるような地域づくりをやりたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

**吉田** 福島さんからの発言でおもしろいなと思ったのは、「地方創生ビジョン」づくりに早くから取り組んだ京丹後市の人口増の計画です。どこの自治体の地方創生ビジョンも、だいたい似たようなかたちで人口の増加を目指していますが、目標人口の達成のための具体策については非常にあいまいで、実現可能性については疑問符がつきます。

問題は20世紀と21世紀の違いで、国をふくめて地域の社会と経済を守っていくためのポイントは何かということです。これから人口が確実に減るわけです。これはしかたないことで、もともと20世紀がおかしかったわけです。戦争に負けた後の日本の人口は7,500万人くらい。それから団塊の世代がわっと膨らみました。日本とだいたい同じ国土面積がイタリアですが、イタリアをみると、人口は6,000万人。ドイツは日本より少し広いが8,000万人。ですから、7,500万弱から1億3,000億弱までいったのが異常なんです。日本の国土面積、しかも山が多いことを考えた場合、人間が人間らしく生きていくということからは、政府は1億人を目標にしていますが、1億人以下ぐらいが定住に可能な面積であるはずなんです。

しかも先進国で、人口が減っているこの時に、マクロで成長を考えている国は時代遅れになります。人口が減っているときは一人当たりのGDPを維持すればいいわけです。しかし先進

国の場合、大企業は当然生産を海外に移転し、海外でもうけます。とすると、人口を維持していく空洞化しない産業をどうつくっていくかが重要ですが、ここが全然手薄になっています。その結果、無理してでも人口を維持していこうとしています。

どうしたらいいかといえば、モデルはヨーロッパにあります。日本はアメリカばかりを見ているわけですが、たとえばドイツが一番強いのはグローバル展開しているフォルクスワーゲンがありますが、「Made in Germany」でしかあの値段は売れない、造れないというポルシェがあったり BMW があったりします。あるいはベンツにしても、Eクラス以上は国内でしか造りません。トラックとか安物は海外で造りますけど。すなわち 21 世紀になって人口が減って行って、成熟した社会になったときには、途上国型の論理、日本がアメリカやヨーロッパに追いつこうとするときにやっていたそのままの発想をもっていったらだめです。

地域再生で頑張っているところでは、一時脚光を浴び今も地道な努力が積み重ねられてい

る、長野県の小布施町という自治体があります。江戸時代に北斎が晩年を過ごしましたが、それをネタにして内発的な地域再生施策を打ち出しています。、小布施の生活文化を軸にして、街並み再生から始まり、売り物は地場名産の栗饅頭や酒とか地産地消・地産外商型になっています。

用語の問題として「地方創生」は中央から見てもふさわしい地方ですから、どうしても採点は中央がするわけです。「地域再生」は、その主語は地域の住民と経営者になります。だから内発的な発展をしていけるんです。そういう問題でいろいろ自治体の職員の方も、政府や県など上から言われているけどどうしたらいいかと苦しんでいます。

現在の運動の到達点がさまざまな団体でかなり違うのでバラバラな形で出てますけれども、試行錯誤、苦勞しながら進んできています。次の段階はこれをどこでどう折り合いをつけて、地域を内発的な発展で自律的に回っていく仕組みをどうつくるのが課題になってくると思います。



## シンポジウム まとめ めざすのは「記憶を重ねる」まちづくり

コーディネーター  
駒澤大学教授 吉田 敬一



### 「地方創生」は 「記憶を消し去る」まちづくり

最後にまとめの総括させていただきます。今日議論になった点は、まちが住みにくくなった、壊れている、そういう形で進んでいるということです。このシンポ、あるいは労働組合、民商、中小企業家同友会の目的は、すべて地域に根差して、持続可能な会社、お店をつくっていくことです。働いている人は縁があってそこで働いた。そしたらそこで働き続け、住み続けたい、そういうような形のまちをもういっぺんつくっていかう、地域づくりをしていかうということですね。

もう一度確認しておかないといけないのは、いままでいろいろ発言があった、政府がやっている「地方創生」戦略というのは、「記憶を消し去る」まちづくりなんです。東京などで見たらわかるように、家とかを建物からスコーンと全部変えて、企業とか一過性の遊びに来る人間にとってふさわしいまちをつくっていく。これをやると常に造っては壊し、造っては壊しとリフレッシュしないといけない。時代遅れになったらもう使い物にならないわけですから、そこには住む人間はいない空間になってしまいます。

われわれがめざすのは、「記憶を消し去る」まちづくりで地域の仕事を起こしているというのでなくて、「記憶を重ねる」まちづくりです。きっちりと過去の生活習慣とか地域文化を生かしつつ、同じ時代の流れに乗っかって、上をだんだんリフレッシュしていく。世界中で爆買するような客を一生懸命集めるんじゃなくて、

持続可能で、リピーターになってきて、常に安定した観光収入とか、地場産品を買ってくれる地域というのは、ヨーロッパに多いですけども、基本的なまちづくりは「記憶を重ねる」まちづくりをやっています。

### 持続可能な先進国には 文明型産業と物価型産業が存在する

「記憶を重ねる」まちづくり、「記憶を重ねる」生活をやっていくと、本物を使います。本物は値打ちのあるものですから、これは使い尽くしていく。だから必ず修理屋があるんです。昔は日本でも本物の物を作っていました。そしたら大阪、東京、北海道、九州、当然気候も風土も違って、机の素材とか、水屋の形とかも違ってくる。それは地産地消でぐるぐる回っていく。それを家族生活のなかでちゃんと記憶を伝えて、家庭生活の教育のなかで、物を見る目、扱い方などが伝えられていく。だから修理屋は、非常に大きな役割もってくる。修理屋の場合には技能の熟練は当然必要になってきます。

いまは要するに使い捨て型中心になってきているので、修理屋なんてなくなってしまっています。すると、物の大切さとか、本物を見抜く能力がなくなってしまう。ということはブランド物が作れない、そんな国になってしまう。これは先進国じゃ恥ずかしいわけですね。つまり、持続可能な先進国の場合には、文明型の産業と、それからその国・地域独特の生活文化にかかわる消費財が高いレベルで物価型産業として存在しているわけで、それを担えていくというのが基本的に地域密着の中小企業であります。

問題はそれを売るのも地域密着のお店でないといけなわけです。日本の場合の地産地消の弱点は、ヨーロッパは地産地消は地域で作った物を地域のあきんどが商う地産地商です。「地しょう」は商売の商なんです。商売の商は、価値を実現するんです。お金に代えるんです。ここに中央の間屋とか商社が入ってきたら、一生懸命地域で物を作っても、価値に実現して利潤を吸い上げるところが外部商人になるわけなので、すべて東京に回ってしまう。これではだめです。だから、地域振興の場合は、地産地消の場合、作ることばかり考えてもいけないので、それを金に代えていく商業機能のところをきちんとやらないといけない。

### まずは「地消地産」

それとともに、じゃ、何にもないところはどうするのかというと、これもヨーロッパに見本があるわけで、地産地消の逆転です。「地消地産」、地域で消費している物で地域で作れる物はないのか。地域で消費してる物にはいろんな物があります。でも、ほとんどは外部から購入しています。

ヨーロッパではオーストリアとかドイツで再生エネルギーが発展しました。オーストリアのギュッシングというちっぽけな村から始まったんですけども、そこは何にもない、木しかないところなんです。でも、一番地域外に出てる金は電力料金、あるいは寒いところなので暖房費なんです。そしたら、周りに木があるじゃないかと、

これを使ってバイオマスをやれば外へ出ていく金がなくなる。ちっぽけではあるけれども、地域内で雇用も増えていく。

そういうことを先発でやったら、ちょうどチェルノブイリとかいろんな問題があったりして、再生エネルギーになったら、実験で最初に木質バイオマスで、小さなロットのニーズで対応したのはどこだろうというので、じゃ、そこに行ってみ本市をやろうかというのでかかわってきた。

だから、何もないところは無理して地産地消でネタをつくることよりも、まず地消地産、地域のなかで消費や生活で使っている金で無駄に外に出ていっている、そういうネタで地域内でできるものはないのかと考える。そのなかで、企業家精神が発揮されていったら新しい発想も出てくると思います。そういういろんなネタは、実は日本の各地域であるわけです。

今後は、中央の政府の方針とは違う形で生まれてきているいろんな運動や成功している自治体が果たしている役割というのが大きいので、そういうところに踏み込んで、我が地域では何ができるのかと、さらに攻めの一步の議論に入っていければと思います。

そういう点では、このシンポも3回目でひとつの質的な転機を迎えたのではないかなと思います。今日は非常にスムーズに進行ができて、獲得目標もそこそこ獲得できたのではないかなと思います。4人のパネラーの方、今日はどうもありがとうございました。

閉会あいさつ

## 「小規模企業基本法」をどんどん使って 外堀を埋めていこう

東商連副会長 武藤 幸子



皆さま、お疲れさまでした。

選挙に追われた夏の影響で、この秋は毎週土日曜日は何らかの催しがあるなかでのシンポジウムでした。昨年に比べてご出席者数は少しばかり減りましたが、この行楽日和のなか、こうして熱心な皆さんに集まっていただき本当にありがとうございます

今回、4人のパネラーの方や、発言者の方、立場や環境の違う方々が、それぞれに努力なさって、地域再生に向けて頑張られておられることがよくわかりました。私は東京に住んでいますので嫌なことが多いのですが、今日のシンポジウムが転機になった気がします。

ずいぶん昔ですけど、日本で「1億総中流意識」というのがありました。この善し悪しは別として、その頃にはまだ夢や希望があったような気がします。今は、一部の大企業だけがぼろもうけし、中小企業がひどい目に合っている。私も業者の一人として、この状態を変えるたまたかいをしなければと思います。

まだ積極的に活用されていませんが、2014年に国会で「小規模企業基本法」が全党一致で成立しました。このような良い法律はどんどん使

うべきです。昨年自治体交渉に行った時には、職員のなかにこの法律を知らない人がいましたが、今年はみんなが知っていました。私は小冊子を示して、「自治体には小規模企業を支援する責務がある」というところを、声を出して読んでもらうように致しました。自治体が目を向けてくれるようになったことに少しは役立ったかなと感じています。

今回のTPPや、少し前の戦争法案、ああいう悪い法律は強行採決しないと通らない。強行採決するようなものを通すような社会ではいけないと思うんです。それには、最初に吉田先生がおっしゃった「地方創生」を「中央創生」、中央からやり直してもらうということになるよう、私たちは力を注がなきゃいけません。

パネラーの方が「外堀から埋めよう」と言ってらっしゃいました。運動というのは徐々にやらなきゃいけないこともあります。こういうシンポジウムはどんどんやって、どんどん参加していただいて、どんどんみんなが知ってということが、一番大事だと思っております。

これもちまして閉会のあいさつとさせていただきます。本当にお疲れさまでした。







■ 実行委員会 ■ 全労連、全商連、東京地評、東京土建、全労連・全国一般、JMITU、東商連

連絡先： 全労連 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620